

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 27 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380430

研究課題名(和文) 第二帝政期ドイツの環境闘争と科学主義の台頭

研究課題名(英文) Environmental battles and the rise of scientism during the Second Reich

研究代表者

田北 廣道 (Takita, Hiromichi)

九州大学・経済学研究科(研究院)・教授

研究者番号：50117149

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：1880年代はドイツ事前営業認可制度において一大転換点をなしている。その主要な指標の一つが営業監督官の役割の拡大である。本研究は、彼らの役割を「企業家のための専門家」と捉える古典学説の批判的検討を狙いとした。本研究では、1880-1900年に発生した認可闘争に関する事例研究と、企業利害の代弁者である「化学連盟」が認可制度の改革を求めた嘆願活動との追跡から、営業監督官の中立的活動と、企業が「味方」と見なしていなかったことを明らかにした。制度的束縛のなかで労働者・住民保護の実をあげるために彼らは、実践可能な「最良の技術」を提案していたことを確認した。

研究成果の概要(英文)：The 1880s makes a big turning point in the industrial concession-procedure in Germany. One of the distinctive criterion is that the industrial inspectors play an important role there. This research aims at a critical consideration on the prevailing theory, which considers them as "specialists for the fabricants". We approach to this problem from two viewpoints, i.e. case study on some concession-battles brought out during 1880s-1900 and pursuit of the petitions got up by the German Chemical Association in order to reform the concession-procedure. We confirm their neutral activities and a fact that the Chemical Association regards them not as its friends. They do their best to protect factory laborers and neighborhood by proposing the technical "best practice" as concessional conditions.

研究分野：Economic History

キーワード：Environmenta History Industrialisation Environmental Pollution Civil Movement Chemical Industry Oligopolistic Firm Environmental Policy

1. 研究開始当初の背景

ドイツ化学工業は、英仏より遅れて始動したが、1880年代後半から寡占的大企業を形成しつつ急成長を遂げ、20世紀初頭には世界の合成染料市場を席卷するに至った。この事情も手伝って、これまでの経済・経営史研究は、ドイツ化学工業の成功の秘訣探しを中心に進展してきた。1990年代以降の環境史の登場が、その根本的な再検討の契機となった。1880年代初頭から専門家の資格で認可審査に関与することになった営業監督官については、これまで「職務規則」を主要な史料基盤とした所説、つまり「企業家の利害代弁者」として審査基準の科学技術主義への移行の推進者の一人と理解する所説が、支配的だった。ドイツ環境史の第二世代のリーダー格であるF.ウエッカーは、裁判記録や営業監督官の年次報告書を駆使した論考を上梓して、彼らの中立的立場を強調する所説を提示しており、史料基盤を拡大しつつウエッカー説の当否を根本的に再検討する必要性を痛感した。

2. 研究の目的

本研究は、ドイツ学界における環境史研究の最新の成果を踏まえつつ、技術史家G.バイエルの言う「大工業の序曲」の一齣として1880年代以降の営業認可をめぐる環境闘争の緩やかな沈静化と、そこで営業監督官が果たした役割を検討することを、その狙いとしている。対象は、後の都市ヴッパータールに立地する化学企業である。営業監督官の「年次報告書」と、認可闘争関係の裁判史料を併用することで、現地状況(住民・自治体の声と地理・気象条件)に代わって科学主義が認可審査の判定基準として確立するプロセスを検討する。

3. 研究の方法

報告者は、ドイツ環境史の主要な成果の一つを経済還元主義や科学技術主義からの脱却、端的には「企業を環境的悪玉」との暗黙の前提から出発する立場からの脱却と理解しつつ、現代環境政策論の大家であるM.イエニッケの提唱する方法(政策・運動関連主体の関係と法制・経済的ゲームルールの変化を関連づけながら接近する方法)を継承した。19世紀末以降の認可闘争・審査における環境闘争に關係する諸主体(中央・地方・市政府、企業、市民)の相互関係の変化をゲームルールの変化とあわせて追究することにした。

4. 研究成果

第二帝政期ドイツにおいて「環境」運動は、エコ時代と呼ばれる1970年代に匹敵する隆盛を見せたと言われている(Brüggemeier /Toyka-Seid,1994,p.19)。しかし、化学工業を舞台とした認可闘争に関する限り、1880年代を境にして運動は下火に向かう(Henneking, 1994, p.404)。折しも、その

時期はドイツの認可制度における一大転換期に当たっていた。それまで審査を担当してきた国王政府・内務部の合議団(法律家、医師、建築官から構成)に代わり、地方名士から構成される地区(郡)委員会が担当機関となったが、それ以上に大きな変化が営業監督官の役割の拡大である。企業家の提出した認可申請書の予備審査担当者の一人だった郡医師と交替しただけでなく、申請に異議申し立てがあった際に開催され、認可の可否を決定する意見聴取会の場に専門家の資格で出席することになったからである。認可闘争の沈静化と営業監督官の役割の拡大との時期的符合は、あたかも営業監督官が認可審査の判断基準として「科学主義」の旗振り人であったかの感を抱かせる。事実、これまでの古典的所説は、1879年と1892年の『職務規則』などを手がかりにして営業監督官を「企業家寄りの専門家」(Stolberg,1994,pp.314-315; Simons,1984,p.16)と理解してきた。最近、ドイツ環境史家の第二世代のリーダーであるF.ウエッカーは、認可闘争関係の裁判史料や営業監督官の『年次報告書』などを駆使して、それらの所説に批判的な見解を提示した(Uekötter,2003)。営業監督官は、認可審査にあって中立的立場から真摯に対応したというのである。本研究は、このウエッカーの所説を継承し、いっそう発展させることを狙いとしている。そのために、次の2つの観点から接近した。

(1)第一に、1880年代以降の認可闘争に関する事例研究を通じて、営業監督官の役割を考察することである。研究対象には、2013年夏ドイツ・デュッセルドルフにあるノルトライン・ヴェストファーレン州立文書館で調査・収集したダール染料会社を選択した。1883年から1899年まで質量ともに優れた認可闘争・審査関係の史料が伝来しており、また営業監督官の『年次報告書』も揃っているからである。そこから得られた検討結果は、論文(7)にまとめられているが、その主要な論点をあげれば次の通りである。

認可闘争・審査において営業監督官の担った役割は、1880年代から1890年代にかけて大きく変化した。1883-85年闘争にあって営業監督官は、意見聴取会に参加してはいたが、目立った役割を演じていなかった。むしろ、認可審査の判断基準における科学主義の台頭に対応するかのようになり、多様な専門家が登場してきたが、営業監督官はその陰に隠れた感がある。認可条件を提示したのは、相変わらず合議団の一員である医療評議員のバイヤーだった。この過程で国王政府のなかに大学教師と比べて民間の化学者を低く評価する姿勢、換言すれば専門家の序列化の端緒をうかがい知れて興味深い。

それに続く1889-91年の闘争では、鑑定書の作成と認可条件の提案を既に担当している。しかし、認可決定の際に国王政府(地区委員会)は、1870年代まで重要な役割を担っ

ていた実業学校長アルトープ博士の鑑定書も併用しており、まだ過渡期にあった。その後 1895 年から営業監督官は、予備審査を含めて認可審査のための鑑定書作成と認可条件の提案を担当するようになった。

営業監督官は、古典学説の主張とは違って、企業家寄りの鑑定を行ったわけではない。この点は、エルバーフェルトと小都市ハーンを舞台にした 1889-91 年の闘争と、1899 年の認可審査から明瞭に読みとれる。営業監督官の作成した 1890 年の鑑定書は、製造工程の異常時の硫化水素ガス発生を不可避と判定して、国王政府・商務省双方から認可拒否決定の主要な根拠に据えられた。しかし、91 年ハーンに立地を移して行われた認可申請に際して営業監督官は、初めから条件提案を要請されており、無理を承知で異常時の追加措置や全能の管理者雇用などを挙げて応えた。また、1899 年の圧力釜の新設と格納施設建設に関する認可審査では、既認可装置だったにもかかわらず、「労働者保護」の名のもとに労働者・住民保護に資するような条件を設定した。この場合、1892 年に認可取得した圧力釜 4 基のうち 2 基を設置していず、この認可違反以降に態度が硬化したとも見なせよう。事実、1895 年無認可生産の発覚後に営業監督官は、1896 年の認可審査を含めて厳しく対応している。営業監督官は、「企業家寄りの専門家」でも「住民保護に不燃心」でもなく、「中立的な立場」から真剣に職務を遂行していたのである。

それに真っ向から抵抗するかのように、1891 年に無理を承知で認可条件の提案を要請したのは、国王政府(地区委員会)だったし、1895 年無認可生産の発覚後に営業監督官による厳しい鑑定結果を無視して、1885 年認可文書を追認したのも、地区委員会だった。しかし、それだからといって国王政府を「企業家利害の擁護者」(Hüttenberger, 1992, p.267)と解釈してはならない。1896 年の認可審査において公示免除手続きの要求に対して営業監督官が拒否の姿勢を示したとき、地区委員会も追随したからである。その意味から、政府・官僚が認可審査に臨む際の基本姿勢の不確かさに注目しつつ「(第二帝政期の)苦情・訴訟を一種の賭け事にしていた」(Uekötter, 2007, p19)と述べたウエケッターの所説は、十分説得力をもっている。

営業監督官は、認可条件の提案において技術的に実践可能で、労働者・住民双方の危険・迷惑の削減につながるような条件を優先させていた。その典型例が、1899 年の認可審査である。ガスの拡散防止のための密閉装置の利用、ガスの無害化装置の設置、防護服の着用、有害な液体の濃縮装置の厳格な運転、容器への原料注入・取り出し時のガス発散への注意など、「工場規則」と重なるかのような具体的で詳細な内容だった。1896 年アミドアゾベンゾール生産の認可審査の場合、最初から認可発給を前提にした条件提案が要請

されたためか、ガス・廃水処理のための具体案は挙げられていないが、労働者・住民保護を明らかに意識していた。1891 年ハーン闘争となると、硫化水素ガス発生は不可避と承知していただけに、一段と困難な作業となったが、異常時の装置追加、有害な廃棄物の河川・地中投棄の禁止、およびそれを統括可能な有能な管理者の雇用を挙げて、最大限努力した。1891 年最初の圧力釜設置の認可申請時の予備審査にあって営業監督官は、公示免除手続きの採用を肯定する意見を表明したが、それは比較的容易に実践可能な圧力管理と関連していたからである。

以上の検討結果に基づき筆者は、次のような仮説を提示した。営業監督官は、『職務規則』、あるいは国王政府の要請という制約のもと、労働者・住民保護のために可能な限り技術的に実践可能な条件を提案し、鑑定作業に従事していた。しかし、その提案が繰り返されるうちに、彼らの意図と反して、都市内外に環境汚染の拡大をもたらし、ひいては第一次大戦前「産業保護地域、ルール」(Brüggemeier/Rommelspacher, 1992, p.47)の確立に与してしまった。

(2)第二の作業は、企業利害の代弁者であり、1877 年 12 月に創立された「ドイツ化学工業利益擁護連盟」(化学連盟と略す)が、営業監督官を「味方」と理解していたのかを問うことである。その際、化学連盟の機関誌である『化学工業』に掲載された役員会・総会議事録、委員会報告、講演録、各種論文などを手がかりにして、2 つの角度から接近した。

一方は、化学連盟が認可制度の改革を要求して帝国宰相・商務省・連邦参議院宛に繰り返した嘆願活動の追跡である。本研究では、第一期(1881-84 年:認可審査の迅速化)、第二期(1884-89 年:帝国技術当局の設置)、第三期(1890-1895 年 12 月:6 項目の改善要求)、第四期(1889 年 12 月 - 1900 年:『営業条例』の改定要求)、第五期(1901 - 09 年:企業活動の自由要求)に分けて検討した。すなわち、第一期から第三期の前半には、法の改訂と言うよりは『執行規則』の弾力的運用により認可審査の迅速化が基本方針とされた。既述のように、1880 年代以降に営業監督官が認可審査において重要な役割を担うようになっていた事情もあって、化学連盟は専門家として科学知識の限界を承知のうえで、肯定的な評価を与えていた。このことは、1891 年営業監督官制度の抜本的改革期に頂点に達し、同年開催の連盟総会議事録から鮮明に読み取れるように、大学教育を修めた技術官僚として医師・法律官僚以上に高い期待を寄せていた。しかし、『営業条例』の改訂そのものを基本方針にした後半となると、営業監督官への評価は一変する。その科学技術的知識の限界を鋭く指摘し、19 世紀的な法秩序の番人として明白な敵対者に転じたからである。1900 年改訂版『営業条例』には、営業・建設の分離審査と審査官の守秘義務が盛り込まれたよう

に、一部嘆願が成功を収めると要求はさらにエスカレートして、施設建設の先行、試験営業の許可、あるいは事実上の経営・施設変更時の認可申請義務の免除につながるような「小さな変更」概念の明確化などが徐々に要求されてくる。そこからは、寡占の大企業を形成しつつ合成染料により世界市場を席卷した化学連盟の驕りを見て取れる。

もう一方は、営業監督官が作成し商務省宛に提出した『年次報告書』の紹介論文、あるいはそれを基礎資料とした論文を手がかりにして、化学連盟が営業監督官の活動に向ける関心の所在と評価を探る作業である。1890年デュッセルドルフ行政管区の営業監督官であるテオバルト博士の作成した『年次報告書』の章別編成(一般的叙述、児童・若年・女性労働、労働者保護(事故・労災)、近隣住民の保護、その他)に沿って、検討した。詳細は省くが、主要な論点は、次の通りである。1)一般的叙述では、化学工業をめぐる景況が注意を引いていたが、1880年代末から企業規模の差による相違や地域間競争の激化を伺わせる叙述が登場してくる。2)児童労働については、他の産業部門と比較して雇用数が少ないこと、そして雇用する場合は家族の家計補充を要因としていることが強調されており、家父長制的関係の維持を叫ぶ企業の本音が垣間見える。女性労働の占める比重は予想に反して高く、特に手先の器用さや細心の注意力と絡めてか爆発物など危険業種で多いのが目をひく。3)事故・労災は、最大の関心項目をなしており、発生曜日、場所、作業内容と対策などがきめ細かに論じられている。ただ、事故・労災の最大の原因が、様々な技術的改善措置のなか作業規則を守らない労働者の不注意に帰されている。

1893、1897の両年バーデンとプロイセンの営業監督官から、他産業と比べて最悪の作業環境にあり企業家の改善努力が乏しいと、あるいは公衆衛生的理由から時短が不可欠であると、手厳しい批判を浴びることになる。4)近隣住民保護の章は、1893年12月連邦参議院の決定を受けて、翌年から削除されるが、当初は職種別に詳細な認可条件を紹介して、同種の製品生産を考えている企業家の便が図られた。1890年代になると廃水処理問題が大きくクローズアップされるが、1889年化学連盟の廃水委員会が、「河川は自然の排水路」、「河川利用における大規模利害の優先」など6大原則を打ち出していた事情を反映するかのよう、技術的に解決可能と強気の姿勢を読み取れる。5)その他では、中規模以上の経営における食堂・売店や保養・療養施設・学校の運営など企業内福祉が中心テーマとなっている。総じて、労使関係の緊張が高まるなかで、企業側は家族主義的關係を前景に打ち出し、営業監督官による労使仲介的役割に期待を抱いていたが、彼らを「心強い味方」と見なしていたわけではない。

5. 主な発表論文等(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 7 件)

- (1)田北廣道,「19世紀末ドイツ化学会社の認可審査と営業監督官:ダール染料会社を中心に」,『経済学研究』第82巻5・6号,査読有,2016年
- (2)田北廣道,「第一次世界大戦前ドイツ化学連盟と営業監督官制度:雑誌『化学工業』の分析」(2)『経済学研究』第82巻3・4号,査読有,2015年
- (3)田北廣道,「第一次世界大戦前ドイツ化学連盟と営業監督官制度:雑誌『化学工業』の分析」,(2)『経済学研究』第82巻1号,査読有,2015年
- (4)田北廣道,「ドイツ化学企業の立地選択と認可闘争:1891年ダール会社の場合」『経済学研究』第81巻5・6号,査読有,2015年
- (5)田北廣道,「環境史における長期の19世紀:『1950年代症候群』を超えて」『経済学研究(経済学部創立90周年記念)』第81巻4号,査読有,2014年
- (6)田北廣道,「1889-1899年ダール染料会社をめぐる認可闘争の特質:史料論的概観」『経済学研究』第81巻2・3号,査読有,2014
- (7)田北廣道,「1890年代ドイツ化学工業と認可闘争:営業監督官の役割をめぐって」『経済学研究』第80巻5・6号,査読有,2014年

[学会発表](計 1 件)

- (1)田北廣道,「1890年代ドイツ化学工業と認可闘争:営業監督官の役割をめぐって」,社会経済史学会・経営史学会合同部会(2016年1月23日、福岡県,福岡市,福岡大学)

[図書](計 0 件)

[産業財産権]

出願状況(計 0 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

[その他]

ホームページ等

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

田北 廣道 (Takita, Hiromichi)

九州大学・大学院経済学研究院・教授

研究者番号：50117149

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：